

令和4年第8回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和4年8月24日（水）午前10時03分から10時40分

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員（9人）

会長	4番	小川 進
委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	6番	小笠原 正
	7番	小笠原 章仁
	8番	三谷 晴喜
	9番	上池 如夫
	10番	酒井 笑子

4. 欠席委員（1人）

委員	5番	北村 栄治
----	----	-------

5. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第8号 非農地証明願について

第3 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長	永野 尊教
------	-------

書記	安藤 潮
----	------

7. 会 議

〔議長〕

出席委員の皆様がおそろいですので、ただいまより令和4年第8回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

欠席の連絡がありましたのは5番北村栄治委員の1名です。

出席委員は、10名中9名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、2番信高昭男委員、3番宮川利重委員のご両名にお願いいたします。

次に日程第2、議案第8号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、1ページをご覧ください。議案第8号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町■■■■■■■■■■、他4筆で、台帳地目は田及び畑、現況地目は雑種地です。申請者は記載のとおりです。こちらについては、7月27日に担当委員の上池如夫委員と事務局永野、兵頭、安藤で申請者立会いのもと、現地確認を行いました。申請地は平成5年くらいから耕作されておらず、現在は雑種地の状態であり、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。ご審議の程よろしくお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第8号について、担当委員の説明を求めます。9番上池如夫委員。

〔上池委員〕

はい、9番の上池です。先ほど事務局の説明にもありましたとおり、当該申請地は雑種地化しており、農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第8号について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

ないようですので、採決をいたします。議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第3、議案第9号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、14ページをご覧ください。議案第9号については、農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町[REDACTED]で、申請理由は売買です。登記地目、現況地目共に畑となっており、面積は802㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。

8月16日に譲受人立会いのもと、担当委員の小川会長と事務局永野、安藤で現地を確認して参りました。

お手元の資料28ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人の規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託ではないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、19ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の下限面積ですが、申請者の経営農地は、17ページにもありますとおり、申請農地を含めまして3,485㎡あり、当委員会が定める耕作の下限面積である3,000㎡を満たしておりますので、問題ありません。

6号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

7号の地域調和要件ですが、譲受人は申請地の隣地で農業に従事しており、また、申請地は自宅の近辺にあることから、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について、支障は生じないものと考えられます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり8月16日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

〔議長〕

それでは、議案第9号について、私が担当委員となっておりますので、ご説明いたします。

先ほど事務局の説明がありましたとおり、申請者は申請地の隣地で柚子の耕作を行っており、善良な管理が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題はないと判断いたしました。また、農地法第3条第2項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第9号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第9号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に、日程第4 その他の件について、事務局より説明を願います。

〔事務局書記〕

- ・大豊町担い手育成総合支援協議会会員の推薦について
 - ・9月の農業委員会総会の日程について（9月28日水曜日午前10時からを予定）
- 事務局からは以上です。

〔議長〕

その他、何かございませんか。

それでは以上をもちまして、令和4年第8回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 2 番 _____

署名委員 3 番 _____